

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和 8 年 6 月 30 日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0630 第 7 号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）が改正され、令和 8 年 7 月 1 日より適用されることとなりました。
取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

（ 記 ）

■ 新規収載項目

点数 区分	検査項目名	実施料	判断料	備考
D006-17 Nudix hydrolase 15(NUDT15)遺伝子多型				
	APOE 遺伝型	2274	遺伝子・染色体 100	※1
N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製				
	p16 タンパク/Ki-67 タンパク二重免疫染色 (免疫抗体法)病理診断標本作製	1067	病理 130	※2

下線部が追加されました。

- ※1 (1) NUDT15 遺伝子多型は、難治性の炎症性腸疾患、急性リンパ性白血病及び治療抵抗性のリウマチ性疾患(全身性血管炎(顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症、結節性多発動脈炎、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、高安動脈炎等)、全身性エリテマトーデス(SLE)、多発性筋炎、皮膚筋炎、強皮症、混合性結合組織病及び難治性リウマチ性疾患)、自己免疫性肝炎の患者であって、チオプリン製剤の投与対象となる患者に対して、その投与の可否、投与量等を判断することを目的として、リアルタイム PCR 法により測定を行った場合に、当該薬剤の投与を開始するまでの間に 1 回を限度として算定する。
- (2) APOE 遺伝型は、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省が作成する最適使用推進ガイドラインで定められた投与対象となる患者及び投与施設において、当該医薬品の投与の可否、治療方針等を判断することを目的としてリアルタイム PCR 法により測定を行った場合に、患者 1 人につき 1 回に限り、本区分の所定点数を準用して算定する。
- ※2 (12) p16/Ki-67 タンパク二重免疫染色(免疫抗体法)病理診断標本作製は、以下のア及びイのいずれも満たす保険医療機関において、子宮頸部上皮内腫瘍(CIN)が疑われる患者のうち、予め行われた細胞診でベセスダ分類上 LSIL(軽度扁平上皮内病変)と判定された患者に対して、コルポスコピー又は生検の要否を判断することを目的として実施した場合に限り、本区分の「8」p16 タンパクの所定点数と「D023 微生物核酸同定・定量検査」の「10」HPV 核酸検出の所定点数を合算した点数を準用して算定する。
ア 婦人科又は産婦人科の経験を 5 年以上有している医師が配置されていること。
イ 当該保険医療機関が婦人科又は産婦人科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が配置されていること。

以上
No. 26-15